

令和7年門真市教育委員会第2回定例会

開催日時 令和7年2月19日（水）午後1時30分

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消に係る協議について
- 日程第4 議案第2号 門真市学校給食の実施に関する規則の制定について
- 日程第5 議案第3号 動産（(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校給食棟備品）の取得の申出について
- 日程第6 議案第4号 動産（中学校用指導書）の取得の申出について
- 日程第7 議案第5号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第8 議案第6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第9 議案第7号 門真市立学校設置条例の一部改正の申出について
- 日程第10 議案第8号 令和6年度教育費補正予算の見積り申出について
- 日程第11 議案第9号 令和7年度教育費当初予算の見積り申出について
- 日程第12 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔

教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	井手 邦宏
教育部教育総務課長	高岡 華織
教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	高山 拓也
教育部学校教育課参事	向井 祐樹
教育部学校教育課参事 兼 教育センター長	岡田 和樹
市民文化部生涯学習課長 兼 門真市立図書館参事	清水 順子
こども部保育幼稚園課長	竹田 晶則

八木下教育長 開会宣告 午後 1 時30分

日程第 1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 服部 雅俊 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第 1 号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消に
係る協議について

説明者 竹田保育幼稚園課長

令和 7 年 4 月 1 日に門真市立大和田幼稚園及び門真市立上野口
保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として門真市立上野口
保育園を設置するにあたり、門真市立幼稚園が廃止となるため、
現在、こども部保育幼稚園課で実施している門真市立幼稚園に関
する事務の補助執行の解消にあたって協議を行うものであります。
今後のスケジュールとしては、協議について市長の同意後、「門

真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」の一部改正について7年3月の教育委員会に上程いたします。

なお、補助執行を解消する時期は、7年4月1日とするものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第4

議案第2号 門真市学校給食の実施に関する規則の制定について
説明者 高岡教育総務課長

議案書4ページをご覧ください。本件は、門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年門真市条例第34号）第3条第2項の規定に基づき、学校給食の実施に関し必要な事項を定めるにつき、本規則の制定を行うものです。

規則の主な内容であります。5ページの規則案をご覧ください。第1条ではこの規則の趣旨、第2条では用語の定義、第3条では学校給食実施日、第4条では細目を定めております。

なお、附則としまして、施行日を令和7年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第5

議案第3号 動産（（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校給食棟備品）の取得の申出について
説明者 高岡教育総務課長

本件は、予定価格2,000万円以上の動産を取得するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、門真市長に申し出るものであります。

議案書6ページと7ページをご覧ください。取得する動産の内容といたしましては、議案書7ページの参考資料に記載の（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校給食棟備品62台を9,889万円で取得し、取得の相手方、大阪市生野区巽南五丁目4番14号、株式会社中西製作所大阪、支店支店長堀田敦志と契約を締結するもの

であります。入札の予定価格は税込みで1億422万5千円と設定し、
応札業者は3社、落札率は94.88%でありました。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第4号 動産（中学校用指導書）の取得の申出について
説明者 高岡教育総務課長

本件は、予定価格2,000万円以上の動産を取得するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、門真市長に申し出るものであります。

議案書8ページをご覧ください。取得する動産の内容といたしましては、中学校用指導書427冊を2,275万4,600円で取得し、取得の相手方、門真市幸福町15番15号、株式会社かたの書房門真支店、代表取締役富田多恵子と契約を締結するものであります。

なお、取得価格は、予定価格と同額になるため、落札率は100%でありました。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第5号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について
説明者 高岡教育総務課長

本件につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等、所要の改正を行うものです。

議案書10ページからをご覧ください。別表に定める附属機関の内容であります。

まず、「門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会」につきましては、新たな事業への転換を図るため、削除するものです。

次に、「門真市いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめの防止等に

関係する機関及び団体の連携に関する事務を行うにあたり、本附属機関を新たに設置するものであります。

次に、「門真市いじめ重大事態調査委員会」につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態であって特に必要と認めるものに係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行うにあたり、本附属機関を新たに設置するものであります。

なお、附則第1項といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、また、附則第2項といたしまして、本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正として、別表の「中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会」の委員報酬を削除し、「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ重大事態調査委員会」の委員報酬を追加規定しております。

また、備考として、いじめ重大事態調査委員会委員の報酬額は、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときは、この表の規定にかかわらず、月ごとに10,000円に当該月における従事時間を乗じて得た額とすると定めております。

[全委員異議なく、可決]

日程第8

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申出について

説明者 高山学校教育課長

議案書12、13ページをお願いいたします。本件は、門真市立学校いじめ防止対策審議会委員の報酬額を改定するにつき、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を行うものであります。

改正内容についてであります。現行は本条例において、会議参加に対する報酬として日額8,400円と定められていますが、いじめ防止対策推進法に規定するいじめ重大事態が生起し、第三者委員会による調査審議が行われた際には、専門性を活かして行う調査や報告書作成等の業務が膨大に発生することから、いじめ重大事態の調査業務へ従事した場合の報酬として、「日額により難い

特別な勤務に従事した場合における報酬額」として時間額10,000円を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日を令和7年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第9

議案第7号 門真市立学校設置条例の一部改正の申出について
説明者 渡辺教育企画課長

議案書14ページをご覧ください。本件は、門真市立水桜小学校及び門真市立第四中学校を廃止し、義務教育学校として門真市立水桜学園を設置するにつき、門真市立学校設置条例の一部を改正するものです。

議案書15ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第1条では、新たに義務教育学校という新たな学校種を設置することに伴い、小学校及び中学校に義務教育学校を追加し、小学校、中学校及び義務教育学校としております。

続いて第2条つきましても、第1条と同様、門真市立小学校、中学校及び義務教育学校という名称に変更しております。

続いて、別表から水桜小学校と第四中学校を削除し、門真市立門真はすはな中学校の下に、新たに、門真市立水桜学園を追加しております。

なお、附則といたしまして、第1項施行期日では、本条例の施行日を令和8年4月1日とし、附則第16項の規定は公布の日としております。

また、附則の2ページから15ページでは、本条例の改正に関連して一部改正が必要な条例につきまして、15ページから24ページに新旧対照表の形で記載しております。

最後に、24ページをご覧ください。附則の第16項では、(仮称)水桜学園放課後児童クラブに係る入会の許可等の準備行為について記載しており、この準備行為については条例施行前にも行うことができる旨を定めており、附則第1項のとおり公布の日より施行するものとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第10

議案第8号 令和6年度教育費補正予算の見積り申出について
説明者 高岡教育総務課長

26ページをご覧ください。債務負担行為についてであります。
(仮称)門真市立統合中学校整備PFI事業(令和7年度以降維持管理費改定分)159万4千円の追加につきましては、門真はすはな中学校維持管理業務委託料について、日本銀行調査統計局による「物価指数月報」における変動率が契約書に定める基準値を超えたため、委託料増額分の債務負担行為を追加するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第11

議案第9号 令和7年度教育費当初予算の見積り申出について
説明者 水野教育部長

まず、教育関係予算の歳出の概略につきましてご説明いたします。なお、本教育関係予算には、市長部局へ補助執行しております幼稚園関係、社会教育関係の予算も含んでおります。

令和7年度当初予算の歳出につきましては、対前年度59億3,674万8千円の増額で、121億9,729万7千円となっております。また、歳入につきましても、対前年度57億5,034万6千円増額の92億803万2千円となっております。

それでは、令和7年度の教育費当初予算の内容につきまして、議案書30ページから31ページの歳出をご覧ください。まず、30ページ1項、教育総務費に関しまして、1目：教育委員会費は、委員会定例会等を運営する事業等に係る経費を計上しております。2目：事務局費は、教育振興基本計画策定事業、学校適正配置推進事業、GIGAスクール構想推進事業、いじめ防止対策事業等に係る経費を計上しております。3目：教育振興費は、四中校区ブランディング事業、探求的な学び推進事業、学校運営協議会(コミュニティスクール)設置推進事業、部活動地域移行検討事業、

「チーム学校」支援体制充実事業等に係る経費を計上しております。4目：人権教育推進費は、人権教育推進支援事業に係る経費を計上しております。5目：教育センター費は、教職員研修事業に係る経費を計上しております。

次に、31ページをご覧ください。2項、小学校費の1目：学校管理費は、小学校施設整備事業、水泳授業民間活力導入検討事業等に係る経費を計上しております。

次に、3項、中学校費の1目：学校管理費につきましては、概ね小学校費と同様の事業を計上しております。2目：学校建設費につきましては、門真はすはな中学校施設建設費の割賦払金となっております。

次に、4項、幼稚園費につきましては、今年度まで公立幼稚園の運営にかかる公立幼稚園運営事業を計上しておりましたが、統廃合に伴い計上は致しておりません。

次に、5項、社会教育費の1目：社会教育総務費につきましては、学校施設開放事業等に係る経費を計上しております。2目：青少年費は、二十歳のつどい事業、めざせ世界へはばたけ事業、地域学校協働本部事業等に係る経費を計上しております。

次に、6項、保健体育費の1目：保健体育総務費につきましては、学校保健事業、給食運営事業等に係る経費を計上しております。続きまして、歳入についてであります。

28ページをご覧ください。1項、負担金の1目：教育費負担金は、給食費負担金が主な内容となっております。

2項、使用料の1目：教育使用料は、学校施設設備使用料が主な内容となっております。

3項、国庫補助金の1目：教育費国庫補助金は、学校適正配置推進事業の実施に伴う都市構造再編集中支援事業費補助金が主な内容となっております。

4項、府補助金の1目：民生費府補助金は、子どもの貧困緊急対策事業費補助金を計上しております。2目：教育費府補助金は、部活動の地域移行に向けた実証事業補助金が主な内容となっております。

5項、基金繰入金の1目：教育振興基金繰入金は、学校適正配置推進事業等に充当するための教育振興基金の繰入金を計上しております。

6項、雑入の1目：雑入は、賠償保険金が主な内容となってお

ります。

29ページをご覧願います。7項、市債1目：教育債は、各小学校屋内運動場LED照明設備改修整備事業債、新統合学校整備事業債が主な内容となっております。

続きまして、債務負担行為についてでございます。32ページから33ページをご覧願います。（仮称）新統合小学校整備に伴う仮設校舎他整備事業等、全12件について、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第12

諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 いじめ重大事態に係る損害賠償請求訴訟について
説明者 高山学校教育課長

12月の教育委員定例会にて、門真市立中学校に在籍していた生徒の保護者が、本市及び卒業生11名等を被告とし、令和6年8月5日付けで、大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起した件について御報告いたしました。その後の状況について御報告申し上げます。2月17日に、大阪地方裁判所にて第1回口頭弁論が開催され、原告側の冒頭陳述がございました。

また、裁判長からは、本訴訟については関係者が多いこともあり、弁論準備手続き等を行いながら、争点を整理していく見込みであることが示されました。本市といたしましては、引き続き、訴訟代理人弁護士と十分協議、調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、次回期日は、4月21日を予定しております。

番号2 令和7年度当初教職員数の見通し等について
説明者 向井学校教育課参事

まず、現時点における教職員数の算定基礎となる学級数についてですが、小学校につきましては、通常学級が現在の145学級から6学級減となる139学級を見込んでおります。支援学級については、今年度の学級数から1学級減となる67学級を見込んでおります。教職員数は加配等も含め1名の増加を見込んでおります。

中学校につきましては、通常学級は現在の63学級から1学級減の62学級を見込んでおります。支援学級については、今年度と同数となる26学級を見込んでおります。教職員数については、加配等も含め2名の増加を見込んでおります。

続きまして、教職員の過欠員の状況についてですが、小学校におきましては、今年度の定数内講師の退職が36名、普通退職が1名、以上により退職予定者が37名となっております。なお、新規採用教員については小中いきいき採用を含め9名の配置予定となっており、その他の要因を含め、欠員補充講師については、現時点で34名の任用を予定しております。

中学校につきましては、定数内講師の退職が45名、普通退職が3名、以上により退職予定者が48名となっております。新規採用教員については8名の配置予定となっており、その他の要因を含め、欠員補充講師については、現時点で45名の任用を予定しております。

なお、現時点では、教員の様々な加配等については未確定であり、また児童生徒数についても、転入・転出等で毎日のように変動している状況で、今後の動きによって、学級数、教員数が変わってまいります。学級数確定が微妙となっている学年もありますので、引き続き調査を実施し、児童生徒数の精査に努め、3月中旬には学級数を確定し、人事異動事務を行う予定としております。それに合わせて、講師の確保にも努めてまいります。

次回、3月の教育委員会におきましては、教職員人事もほぼ確定していると考えられますので、教職員人事異動の概要につきまして、資料を作成の上、再度報告させていただく予定でございます。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後 2 時

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 服部 雅俊